

国立大学法人東京医科歯科大学広報戦略委員会規則

平成25年3月29日
規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学広報部規則第7条第2項の規定に基づき、東京医科歯科大学広報戦略委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 広報部長
- (2) 広報部副部長
- (3) その他学長が必要と認める者

2 前項第3号の委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
- 3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 本学の広報に関する中長期計画、年度計画、予算及び学長から指示のあった事項を審議する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、広報担当副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務秘書課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月27日規則第90号）

この規則は、平成28年4月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日規則第43号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。